

国民保護に関する三郷市計画 改訂の概要

1 国民保護に関する埼玉県計画の変更について

平成29年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更されたことに伴い、平成30年12月に県計画が変更されている。

2 変更内容

(1) 国の基本指針変更に伴う県の変更内容

ア 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

「県及び市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切に避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

イ 情報伝達手段の多重化等の推進

「市町村は全国瞬時警報システムと既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

ウ 避難施設の確保

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加。

エ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加。

オ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

カ 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加。

(2) 市町村国民保護計画の変更内容

県の変更を踏まえ、上記ア～カに関する変更内容は必ず反映しなければならない。また、今回の変更は国より軽微な変更には該当せずとの見解が示されていることから変更にあたっては、国民保護協議会の開催、県との協議が必要となっている。

3 その他

- (1) 当市の組織機構改善に伴う国民保護対策本部の組織体制及び分掌事務の見直し
- (2) 数値（人口分布・交通網）の時点修正
- (3) 第2編 平時における準備編第1章において、前回の計画書には盛り込まれていなかった情報収集・伝達手段の構築に関する事項を追記